

令和2年貝塚市教育委員会会議
第4回定例会会議録

令和2年9月10日開会

令和2年9月10日閉会

令和2年9月10日（木）午後1時30分

貝塚市教育庁舎3階会議室

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	報告	4	令和元年度教育費決算の件	
4	議案	34	令和2年度教育功労者表彰の件	
5	〃	35	貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 令和元年度教育費決算の件
4. 令和2年度教育功労者表彰の件
5. 貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件

教育長及び出席委員

	鈴木 司郎	教育長
1 番	樽谷 栄子	教育委員会委員
2 番	西村 卓也	教育委員会委員
3 番	田中 廉久	教育委員会委員
4 番	浅田 真由美	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	樽谷 修一	教育部参与	浦川 英明
教育部参与兼 スポーツ振興課長	一色 正仁	教育総務課長	山本 利恵子
学校教育課長	秦 真人	学校教育課参事	永井 隆幸
学校教育課参事	田代 邦彦	社会教育課長	西川 桂子
青少年教育課長	水本 学	中央公民館長	寺戸 俊二
図書館長	見川 直子		

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
小牧 真也	教育総務課長補佐
荒川 佳一	教育総務課

午後 1 時30分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 2 年貝塚市教育委員会会議第 4 回定例会を開きます。
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。
以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。本日開会されました令和 2 年貝塚市教育委員会会議第 4 回定例会は、9 月 7 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時30分と定めてご通知申し上げます。今回の提案事件は、報告 1 件、議案 2 件であります。
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

○教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、1 番 樽谷 栄子 委員、3 番 田中 廉久 委員を指名いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、報告第 4 号 令和元年度教育費決算の件を議題といたします。

報告第 4 号 令和元年度教育費決算の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより報告主旨の説明を求めます。樽谷 修一 教育部長。
- 教育部長（樽谷 修一） 報告第 4 号 令和元年度教育費決算の件についてご説明申し上げます。議案書に、A 3 サイズで織り込まれた表をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。右下にページ数をふっております。歳入は 1 ページから 5 ページまで、続いて歳出は 1 ページから 6 ページまでとなっております。
- まず、はじめに歳入 1 ページ目をご覧ください。表の見方ですが、左から、歳入科目の 款・項・目・節・細節 をそれぞれ表示しております。そして、予算現額を A、調定額を B、決算額を C、不納欠損額を D、続いて、収入未済額、決算額と予算現額との差し引き、予算現額に対する決算額の比率を記載しております。なお、この歳入の表の中で、調定額とありますが、これは、地方公共団体の長が、歳入の内容を調査して、収入すべき金額として決定したものであります。
- それでは、歳入の 1 ページ目から、順に主な内容についてご説明いたします。第 12 款 分担金及び負担金では、予算現額 304 万 4 千円に対し、決算額が 307 万 6,580 円となっております。次に第 13 款 使用料及び手数料では、予算現額 2,977 万 3 千円に対し、決算額が 2,763 万 9,277 円となっております。次に 2 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金では、予算現額 2 億 8,126 万 7 千円に対し、決算額が 1 億 6,563 万 4 千円となっております。その主なものといたしましては、第 2 項 国庫補助金 第 6 目 教育費国庫補助金 第 1 節 小学校費補助金の 15 番 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）の小学校空調設備設置工事及び東小学校外 5 校のブロック塀改修工事に係る特例交付金であります。
- また、第 2 節 中学校費補助金の 13 番 学校施設環境改善交付金（繰越明許）の第三中学校校舎トイレ改修工事に係る交付金であります。
- なお、第 2 節 中学校費補助金の 6 番 学校施設環境改善交付金の第四中学校校舎トイレ改修工事の

交付金につきましては、令和2年度へ繰越を行っております。

3ページをご覧ください。第15款 府支出金では、予算現額640万8千円に対し、決算額が499万820円となっております。第18款 繰入金では、予算現額662万8千円、決算額が109万8,428円となっております。

次に4ページをご覧ください。第20款 諸収入では、予算現額2,720万8千円に対し、決算額が3,027万1,143円となっております。その主なものといたしましては、第3項 貸付金元利収入、第1目 貸付金元利収入、第1節 貸付金元利収入の3番 奨学資金貸付金返還金であります。ここでは、調定額4,896万5,843円に対し、決算額が1,938万9,362円、収入未済額が2,808万6,481円となっております。

次に5ページをご覧ください。以上のとおり、各款の合計では、5ページの表の下から3段目の小計の欄、予算現額3億5,432万8千円に対しまして、決算額が2億3,271万248円となっております。この歳入の各款の合計額に、歳入5ページの表の下から2行目の、市税や市債等の市の歳入額のうち、教育費に充てる金額19億4,664万9,354円をあわせると、教育費の歳入合計は、予算現額27億2,136万3,600円に対しまして、決算額が21億7,935万9,602円となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。歳出の1ページ目をご覧ください。表の左から、歳出科目の款・項・目・細目事業名をそれぞれ表示しております。そして、予算現額をA、決算額をB、翌年度へ繰り越す額をC、続いて、不用額、予算現額に対する決算額の比率の記載をしております。なお、歳出の職員の給与費部分につきましては除いております。

それでは、一番上の行をご覧ください。給与費を除いた第10款 教育費の歳出決算総額ですが、予算現額27億2,136万3,600円に対しまして、決算額が21億7,935万9,602円となりまして、対予算比率が80.1パーセントとなっております。また、翌年度繰越額につきましては、後ほどおこなう、各目ごとの説明時に詳しく申し上げます。

それでは、歳出の内訳につきまして、各項、目、細目事業ごとにご説明いたします。まず第1項 教育総務費では、予算現額1億6,269万7千円に対し、決算額が1億4,024万78円となっております。

第1目の教育委員会費では、予算現額425万4千円に対しまして、決算額が418万5千円となっております。

第2目の事務局費では、予算現額3,841万9千円に対しまして、決算額が2,655万7,092円となっております。その主なものといたしましては、12番 奨学資金貸付事業の入学支度金及び奨学金、14番 スクールバス運行事業のスクールバス運行委託料であります。

第3目の教育指導費では、予算現額1億1,725万9千円に対しまして、決算額が1億682万5,436円であります。その主なものといたしましては、4番 教育相談等生徒指導関連事業の教育相談員報酬、6番 国際理解教育推進事業のNET（ネット）派遣業務委託料、20番 小中一貫教育推進事業の嘱託報酬であります。

第4目の人権教育費では、予算現額276万5千円に対しまして、決算額が267万2,550円となっております。その主なものといたしましては、貝塚市人権教育研究会等への補助金等であります。

次に歳出の2ページをご覧ください。第2項 小学校費では、予算現額14億8,726万7千円に対しまして、決算額が12億4,816万5,203円となっております。その内訳といたしまして、第1目の学校管理費で、予算現額4億426万2千円に対しまして、決算額が3億6,556万6,679円となっております。その主なものといたしましては、2番 小学校管理事業の光熱水費、施設管理委託料、10番 学校給食運営事業における嘱託報酬、13番 障害児介助員配置事業の介助員賃金であります。

次に、第2目の教育振興費では、予算現額3億1,973万8千円に対しまして、決算額が1億4,283万3,324円となっております。その主なものといたしましては、1番 就学援助事業の就学援助費、3番 小学校運営事業(施策)のコンピュータ器具借上料、教材用器具費であります。

次に、第3目の学校建設費では、予算現額7億6,326万7千円に対しまして、決算額が7億3,976万5,200円となっております。その主なものといたしましては、29番 小学校教室空調設備設置事業(繰越明許)の小学校教室空調設備設置工事の工事請負費及び工事監理委託料、30番 小学校管理事業(臨時)(繰越明許)の東小学校外3校ブロック塀改修工事の工事請負費であります。

なお、2番 小学校管理事業（臨時）における翌年度繰越額 260 万円につきましては、北小学校校舎解体に伴う倉庫増築工事の工事請負費を令和元年度補正予算で計上し、令和2年度へ事業繰越したものであります。

次に3ページをご覧ください。第3項 中学校費では、予算現額 6億4,292万7,600円に対し、決算額が 3億8,567万7,717円となっております。その内訳といたしまして、第1目の学校管理費では、予算現額 2億4,352万9千円に対しまして、決算額が 2億586万8,096円となっております。その主なものといたしましては、2番 中学校管理事業の光熱水費、施設管理委託料、6番 中学校給食運営事業の給食調理等業務委託料であります。

次に、第2目の教育振興費では、予算現額 1億8,808万5千円に対しまして、決算額が 9,707万9,821円となっております。その主なものといたしましては、1番 就学援助事業の就学援助費、3番 中学校運営事業（施策）のコンピュータ器具借上料、教材用器具費であります。

次に、第3目の学校建設費では、予算現額 2億1,131万3,600円に対しまして、決算額が 8,272万9,800円となっております。その主なものといたしましては、20番 中学校トイレ改修事業（繰越明許）の第三中学校トイレ改修工事の工事請負費及び工事監理委託料であります。

なお、18番 中学校トイレ改修事業における翌年度繰越額 1億1,475万7千円につきましては、第四中学校トイレ改修工事の工事請負費及び工事監理委託料を、令和元年度補正予算で計上し、令和2年度へ事業繰越したものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、予算現額 6,715万1,800円に対しまして、決算額 6,424万7,467円となっております。

第1目の幼稚園費では、予算現額 5,043万3千円に対しまして、決算額 4,771万5,907円となっております。その主なものといたしましては、2番 幼稚園管理事業の光熱水費、施設管理委託料、14番 講師等配置事業の嘱託園長の嘱託報酬、加配講師等の賃金であります。

次に、第2目の幼稚園建設費では、予算現額 1,671万8,800円に対しまして、決算額が 1,653万1,560円となっております。その主なものといたしましては、6番 幼稚園管理事業（臨時）（繰越明許）の西幼稚園ブロック塀改修工事の工事請負費であります。

次に4ページをご覧ください。第5項 社会教育費では、予算現額 2億3,909万200円に対しまして、決算額が 2億2,361万6,042円となっております。

その内訳といたしまして、第1目の社会教育総務費では、予算現額 930万7千円に対しまして、決算額が 796万9,739円となっております。その主なものといたしましては、8番 放課後子ども教室推進事業の安全監理員謝礼、12番 市民文化祭推進事業の一般委託料であります。

次に、第2目の文化財保護費では、予算現額 2,396万5千円に対しまして、決算額が 2,202万6,562円となっております。その主なものといたしましては、3番 郷土資料室事業の嘱託報酬、12番 孝恩寺修理事業の補助金であります。

次に、第3目の青少年対策費では、予算現額 4,143万8千円に対しまして、決算額が 3,837万2,532円となっております。その主なものといたしましては、3番 青少年センター講座開催事業の嘱託報酬、報償金、21番 青少年人権教育交流館運営事業の嘱託報酬であります。

次に5ページをご覧ください。第4目の公民館費では、予算現額 5,968万5,200円に対しまして、決算額が 5,688万3,762円となっております。その主なものといたしましては、2番、11番及び21番の中央、浜手、山手の公民館3館の庶務維持管理事業における嘱託報酬であります。

次に、第5目の図書館費では予算現額 5,837万4千円に対しまして、決算額が 5,668万1,547円となっております。その主なものといたしましては、5番 資料・情報管理事業の図書費及び6番 図書館庶務事業の嘱託報酬であります。

次に、第6目の善兵衛ランド運営費では、予算現額 2,138万1千円に対しまして、決算額が 2,032万8,641円となっております。その主なものといたしましては、2番 展示・観察事業の嘱託報酬、6番 施設等管理事業における施設管理委託料であります。

次に、第7目の自然遊学館運営費では、予算現額 2,494万円に対しまして、決算額が 2,135万3,259円となっております。その主なものといたしましては、4番 館維持管理事業における光熱水費、施設

管理委託料、5番 自然遊学館庶務事業の嘱託報酬、臨時職員賃金、10番 公用車購入事業における公用車購入費であります。

次に、6ページをご覧ください。第6項保健体育費では、予算現額1億2,223万円に対しまして、決算額が1億1,741万3,095円となっております。その内訳といたしまして、第1目の保健体育総務費では、予算現額1,724万5千円に対しまして、決算額が1,444万389円となっております。その主なものといたしましては、3番 市民スポーツ大会開催事業の市民スポーツ大会開催委託料、4番 市民体力づくり事業の市民スポーツの日運営委託料であります。

次に、第2目の体育施設費では、予算現額1億498万5千円に対しまして、決算額が1億297万2,706円となっております。その主なものといたしましては、2番 体育施設運営事業の光熱水費、施設管理委託料であります。

教育費の歳出合計は、予算現額27億2,136万3,600円に対しまして、決算額は21億7,935万9,602円となっております。

決算のご説明につきましては以上のとおりでありますので、何卒ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 報告主旨の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。田中 廉久 委員。

○委員（田中 廉久） 歳入の2ページの14款 国庫支出金の2項 国庫補助金、6目の教育費国庫補助金、1節の小学校費補助金16細節 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、これが中学校費と同様、決算額がゼロになっておりますが、令和3年3月に情報機器の買い替え転換の時に、この金額は再度あげられていますね、これは国が2分の1補助金として出してくれるということで、倍の金額があるわけですが、その時にも1年かけて校内ネットワークシステムの整備を行って、来年度からタブレット1人1台持つように努力を継続していくということで、委員会の時に説明がありました。その当時、製作に追われてなかなか納入日がわからないとかおっしゃっていましたが、かれこれ5か月が経ちますので、その後の進捗状況を教えていただけますか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 小学校の6,648万3,000円、そして中学校の3,021万9,000円、こちらは、G I G Aスクール構想の校内LAN整備の補助金となっております。こちらの方は、入札も7月に終わりました、今、業者とも打ち合わせをしております。早い学校では9月下旬から工事に入っていくという流れになっております。以上です。

○教育長（鈴木 司郎） 田中 廉久 委員。

○委員（田中 廉久） その後、タブレットの方はどうですか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） タブレットの方は、9月の議会で承認をいただきましたら、業者と契約をしてタブレットの準備を業者の方で進めていただく予定になっております。どちらも令和3年1月末までに各校に配布される予定になっております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。それでは私の方から、まず、歳出の10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、12細目 奨学資金貸付事業で、不用額が結構出ていて、約半分が不用額となっております。この辺りの要因について教えていただけますか。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 不用額が多い要因としましては、高等学校無償化により、入学支度金を利用する方が年々減っているということと、新規の奨学資金貸付を利用される方が少しずつ減ってきていることが挙げられます。

○教育長（鈴木 司郎） あともう一点、歳出の2ページと3ページの小学校運営事業（施策）及び中学校運営事業（施策）で不用額が多いのですが、この説明をお願いします。田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） こちらの3番、小学校運営事業（施策）の不用額1億6,233万5,893円となっておりますが、この内の1億5,900万円はG I G Aスクール構想のための校内ネットワークの工事の費用となっております。こちらは昨年度の3月補正で計上しましたが、工事は令和2年度に

なったため今年度に繰り越しとなっております。

- 教育長（鈴木 司郎） ということは、ここの説明にはないのですが、器具借り上げや教材費は普通通り使っているが、G I G Aスクールの分が抜けているので、このようになっているという解釈をして良いのですか。田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） おっしゃる通りでございます。
- 教育長（鈴木 司郎） 次に、社会教育費の歳出4ページの1目3細目 社会教育推進事業(臨時)という分が、20.8パーセント、金額も10万円未満で少ないのですが、この8万円ほど不用になったという理由を教えてください。西川 桂子 社会教育課長。
- 社会教育課長（西川 桂子） こちらの不用額は社会教育主事などの講習費でございまして、負担金が毎年あるわけではなく、31年度は負担金がなかったもので、このような不用額が出てきました。
- 教育長（鈴木 司郎） あともう1つ、2目1細目 埋蔵文化財発掘調査事業、こちらも半分以下となっておりますが、こちらについての不用額が多かった理由について教えてください。西川 桂子 社会教育課長。
- 社会教育課長（西川 桂子） こちらにつきましては、発掘業者からの届け出になります。発掘調査につきましては、31年度はせんごくの杜の跡地の一件しかございませんでしたので、不用額が出ております。毎年何件出てくるかというのがわからないというものですので、予算を取っております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。浅田 真由美 委員。
- 委員（浅田 真由美） 学校建設費の、歳出2ページ、28細目 幼稚園移転改修事業ですが、この9月から幼・小一体化がスタートしていると聞いております。工事は一旦すべて終わっているかと思いますが、そちらの不用額325万5,100円とありますが、それは何か補助があっただけ不用となったのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。
- 教育総務課長（山本 利恵子） こちらは31年度に中央幼稚園及び南幼稚園の改修工事をするにあたっての設計委託料の不用額となっております。見込みよりも入札等の結果、額が落ちたということでございます。
- 教育長（鈴木 司郎） 田中 廉久 委員。
- 委員（田中 廉久） 歳出10款 教育費、1項 教育総務費、3目の教育指導費、6細目 国際理解教育推進事業、N E T派遣業務ですが、これはどういう形でされているのか、また小学校にも英語授業をするということで、小学校に対してもどのように考えられているのか教えてください。
- 教育長（鈴木 司郎） 秦 真人 学校教育課長。
- 学校教育課長（秦 真人） N E T派遣業務事業につきましては、特に令和元年度は、今年から小学校の外国語には入るということで、昨年度から小学3年生から小学6年生まで、中学1年生から中学3年生と、かつてよりも子ども達の学年の幅を増やして配置しております。昨年度は、6名のネイティブティーチャーを小・中学校16校ありますが、一年間を通じて学校規模、クラス数、時間数に応じて割り振りまして、順次回っていただきました。そのような形でN E Tについては派遣事業をおこなっているところです。小学校の外国語につきましては、3年生から6年生までということ、昨年はまだ英語の専科の先生が、全部の学校に配置できていなかったのですが、各学校の方で色々工夫をしまして、今年の新学習指導要領のスタートに合わせて様々な形で英語指導をしてきております。
- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。田中 廉久 委員。
- 委員（田中 廉久） 歳出1頁、10款 教育費、1項 教育総務費の3目 教育指導費、11細目の特別支援教育推進事業ということで、これは令和元年12月12日の委員会で質問させていただいて、荒木先生にお答えいただいたのですが、発達相談員を増やす予算は計画していないが、支援学級内の子ども達のために各学校を巡回しながら指導している通級指導教室の担当者はその時は7人とおっしゃっていましたが、それを10名に増やしたいと大阪府に要望提出し、3月末には結論が出るということでしたが、以後どういう結果になりましたか。
- 教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（永井 隆幸） 通級指導教室につきましては、昨年度7校であったのが、現在8校

になっております。設置校としましては、二色小学校が1校ついております。それから、数としては変わっておりませんが、永寿小学校に設置していたものを南小学校に移転して計8校になっております。

○教育長（鈴木 司郎） 田中 廉久 委員。

○委員（田中 廉久） 担当者の人数は8人になったのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 永井 隆幸 学校教育課参事。

○学校教育課参事（永井 隆幸） 昨年度は、7校あったので7名の担当者が配置されておりましたが、今年度は8校に増えたということで、1名増えて8名になっております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

それでは質疑は、ないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

私の方から1つ。先程申しましたように、右側の一番端には「主な細節の説明及び大きく増減があった細節の説明」ということが書かれていると思います。ですから、5割を切っているとか6割等、パーセンテージが低いものについては、ここの欄に説明を記入しておいていただきたいと思います。

○教育長（鈴木 司郎） それでは、ご意見もないようですので、報告を終了いたします。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第34号 令和2年度教育功労者表彰の件を議題といたします。

議案第34号 令和2年度教育功労者表彰の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。樽谷 修一 教育部長。

○教育部長（樽谷 修一） 議案第34号 令和2年度教育功労者表彰の件について、ご説明申し上げます。

毎年11月3日文化の日に、貝塚市教育委員会表彰規程に基づき、教育功労者として表彰しているものであります。

本年度におきましては、去る8月20日に表彰審査会を開催し、個人29名及び団体2団体を被表彰者として選出いたしました。

参考資料として、表彰候補者選定基準及び教育功労者推薦調書をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

推薦調書に掲載のとおり、学校教育功労者といたしましては、2ページに掲載しております、中村彰男（なかむら あきお）氏を始め3名の方々及び2団体であります。

次に、学校保健功労者といたしましては、2ページから3ページにかけて掲載しております、根来隆弘（ねごろ たかひろ）氏を始め6名の方々であります。

次に、社会教育功労者といたしましては、3ページから6ページにかけて掲載しております、兎太年延（うだ としのぶ）氏を始め16名の方々であります。

次に、社会体育功労者といたしましては、6ページから7ページにかけて掲載しております、角谷彰三（かくたに しょうぞう）氏を始め4名の方々であります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件を議題といたします。

議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。浦川 英明 教育部参与。

○教育部参与（浦川 英明） 議案第35号 貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定する件についてご説明申し上げます。

本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条第1項に規定する「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が告示されましたので、本市においても、教職員の時間外勤務時間の上限等の方針を定める規則を制定しようとするものであります。

規則の趣旨といたしまして、教職員の業務量の適切な管理、その他教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものであります。内容といたしましては、教職員の時間外勤務時間の上限を、1か月につき45時間まで、1年については360時間までと定めております。通常は予見できない児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない特例的な場合については、1か月につき100時間未満、1年については720時間までと上限を定めるものでございます。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員（浅田 真由美） 今、現状の残業時間を教えてください。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 今年度の7月の状況でございますが、時間外勤務が45時間以内の先生方の割合は、小学校で47パーセントです。残り53パーセントの先生が45時間を超えて時間外勤務をされています。時間外勤務が45時間以内の中学校の教職員は17.3パーセント、80パーセントを超える先生方が45時間を超えておられます。

中学校の先生方はクラブ指導した後に、ご自身の業務をされていますので、現在のところ時間外勤務の割合が高くなっております。

○教育長（鈴木 司郎） 田中 廉久 委員。

○委員（田中 廉久） 第2条の2、これは文科省からの告示であります。平均100時間ということは、毎日5時間弱時間外勤務をしているということになるわけですが、これは問題にはならないのですか。

それと、「一時的又は突発的に所定の勤務時間を超えて業務を行わざるを得ない場合」とありますが、これは具体的にどのようなことを指すのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 2点目の、「一時的又は突発的に所定の勤務時間を超えて業務を行わざるを得ない場合」というところですが、いじめ事案が生じた、生徒指導事案が生じた、校内で事故があった等、普段はないような突発的なことが起きた時に、例えば、放課後に保護者の方と夜8時からお会いして話し合いをするといったような、問題解決のために時間外に動くということを想定しております。

1点目のところですが、私達教職員は、なるべく時間外勤務を少なくしたいのですが、普段から丸付けなどの業務がたくさんありまして、早く帰るようにと声掛けはしていただいているのですが、先程申しましたように時間外勤務を多くされている先生方がいらっしゃるということが実情となっております。

ります。

- 教育長（鈴木 司郎） タイムカード、これは押す形で管理している部分だと思いますが、この時間というのはすべてを勤務時間とするのか、レクリエーションがあった場合は除外しているのか、その辺りの管理についてはどのようになっていきますか。田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 先程もお伝えしました7月の時間数ですが、まだ各校にはレクリエーションの時間等、本来の業務以外で学校に残っている時間は差し引くようにということをお伝えしておりませんので、学校に来て、そして学校から退出する間の時間となっております。先程お話いただいたように、例えば教職員が自己研鑽のために学校で専門書を読む、そういう時間もここに含まれています。
- 教育長（鈴木 司郎） 今後、その辺りの通知等をされるということですか。田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 先程お話しましたように、例えば専門書を読むとか自己研鑽のための時間は勤務時間には含まないようにする、あるいはレクリエーションの時間等も勤務時間には含まないようにするというので、業務が終わり、自己研鑽の時間に移る場合にはタイムカードを押していただくようにしたいと思っております。
- 教育長（鈴木 司郎） 田中 廉久 委員。
- 委員（田中 廉久） タイムカードの管理は誰が、どのようにしているのですか。そして今後どのようにされるのですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 例えば、この場合は業務に含まれる、含まれないということを例にしたものを文章にしまして、タイムカードの管理は管理職が行っておりますので、管理職にしっかり通知して全校同じ基準で進めていけるようにしたいと思っております。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 現場ではきっとこの時間では終わらないと思います。そうすると、やはり家に持って帰ってする等ということが起こる可能性があるのも、そういう所はきちんと管理をしないと個人情報が出てしまうということが起こりうると思いますので、その辺はきちんと決めていただきたいと思います。
- 教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（田代 邦彦） 先程、西村 卓也 委員からいただいたご意見ですが、この臨時休業の間も、自宅で仕事をするという制度もあったのですが、その時にも児童の名簿等、個人情報に関わるものは家にはもって帰らないということにしておりました。この規則というのは、残業時間を短くするというだけではなく、残業時間がどうしても多くなる教職員を管理職がしっかり把握して、その先生の仕事は他の人と分け合う、あるいは長時間勤務の原因について管理職との話し合いをして少しでも先生方が早く帰ることができるようにという側面もありますので、個人情報を持ち帰って家で仕事をするということを推奨することなく1人1人のスキルアップ、そして時間外勤務が少しずつでも少なくなるよう、各校で管理職を中心に進めていけるように図ってまいりたいと思います。
- 教育長（鈴木 司郎） 他に質疑はございませんか。

それでは質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

今、教育委員の方々がおっしゃられた辺りをきちんと整理していただきたいと思います。教職員の残業時間というのは絶対に出ます。私自身、担任をしていた時に、家で学級通信を書くので、家で回転機を買おうかなと思ったくらいでしたから、残業をするのは当たり前のことなのですが、それをきちんとできるだけ減らしていく、それが新たな、先生になろうと思う人を増やすことに繋がっていくと思います。調べた時に、教員の残業時間は凄まじく多い、やはり先生になるのはやめよう、しんどそうだということになりますので、そうならないためにも残業時間の管理をおこなって、輝く教職員を作っていっていただきたいとご意見させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和2年貝塚市教育委員会会議第4回定例会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	